

暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

年 月 日

一般社団法人 ナチュラル・エージ技術協会 理事長 殿

事業者名

代表者氏名

印

- 1、弊社（私）は、現在及び将来において、次の各号の反社会的勢力のいずれも該当しないことを表明し、確約いたします。
 - ① 暴力団、暴力団員、準構成員 ②暴力団関係企業 ③暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
 - ④総会屋等 ⑤特殊知能暴力集団等 ⑥その他各号に準じるもの。
- 2、弊社（私）は、暴力団等から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金関係の構築を行っておらず、今後も行わないこと。
- 3、弊社（私）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。
- 4、暴力的な要求行為
 - ① 法的な責任を超えた不当な請求行為。
 - ② 取引に関して脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為。
 - ③ 風説を流布し、偽計、威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為。
 - ④ その他前号に準ずる行為。
- 5、弊社（私）は、下請け又は再委託業者（数次にわたるときは、そのすべてを含む。以下同じ）との関係において、次の各号のとおりであることを表明し、確約いたします。
 - ①下請け又は再委託業者が前1. 前2に該当せず、将来においても前1. 2及び前3に該当しないこと。
 - ②下請け又は再委託業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。
- 5、弊社（私）は、下請け又は再委託業者が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否する。また、下請け又は再委託業者に拒否させるとともに、速やかにその事実を貴協会に報告し、捜査機関へ通報その他の貴協会の対応に協力することを表明し、確約いたします。
- 6、弊社（私）は、これら各号のいずれかに反したことが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合には、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切の異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切弊社（私）の責任とすることを表明、確約いたします。

以 上